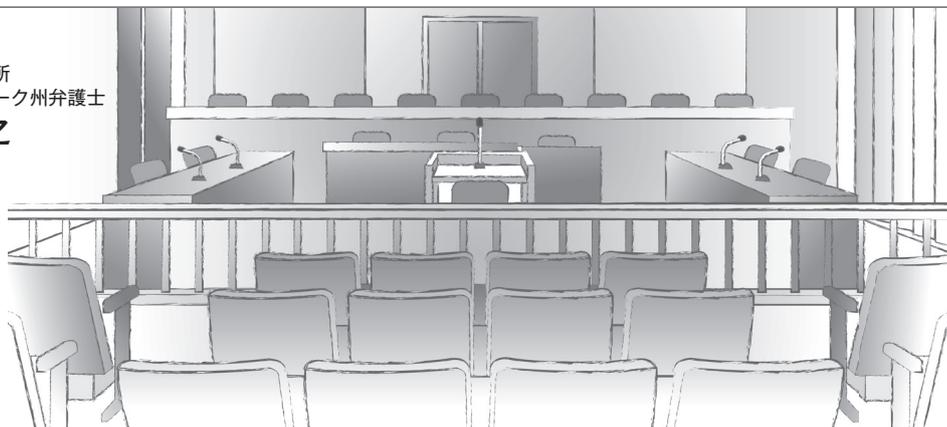


ビジネス訴訟の専門裁判所 「ビジネス・コート」とは どういうものか

ビジネスに関する訴訟などを専門に扱う裁判所、通称「ビジネス・コート」が東京都目黒区に開設され、業務を開始しました。本稿では、ビジネス・コートの概要と、ビジネス・コートでの活用が期待される「知財調停」について解説します。

川井総合法律事務所
弁護士・ニューヨーク州弁護士
川井 信之



ビジネス・コート発足の 背景・趣旨

21世紀も20年を過ぎ、経済のグローバル化や諸分野でのデジタル化がますます進展するなか、ビジネスにおける紛争は国際化・複雑化・専門化がさらに進むことが予想されます。

こうした状況を背景に、ビジネスに関連する裁判等が行なわれる部署（知的財産高等裁判所、東京地方裁判所知的財産権部、商事部、倒産部）を1つの庁舎に集約し、ビジネス関連訴訟等の拠点とすることが計画され、2022年10月、各部署が東京都千代田区霞が関の庁舎から新しく建てられた東京都目黒区中目黒の庁舎へ移転しました。

この庁舎の正式名称は「知的財産高等裁判所・東京地方裁判所中目黒庁舎」ですが、ビジネスに関する裁判等を集中して取り扱う部署であることをわかりやすく示すため、「ビジネス・コート」という通称が用いられることとなりました。

また、ビジネス・コート設置の狙いの1つには、「日本にはビジ

ネス紛争を専門に扱う裁判所が存在するのだ」ということ自体を国内外、特に海外にアピールし、他国と比較して、民事司法制度に関する国際競争力を強化する（その結果として、海外の国々に対し、「日本は国際的なビジネスを行なうのに適した環境の国である」とアピールする）ことも含まれています。

ビジネス・コートでは、知的財産高等裁判所が2022年10月11日から、東京地方裁判所知的財産権部および商事部が10月17日から、東京地方裁判所倒産部が10月24日から、順次業務を開始してい



ビジネス・コート外観

図表1 ビジネス・コートの部署

部署名	主に担当する事件
知的財産高等裁判所	知的財産権に関する事件
東京地方裁判所 知的財産権部	
東京地方裁判所 商事部	商事(会社法など)に関する事件
東京地方裁判所 倒産部	倒産手続(破産・民事再生など)に関する事件

ます。

ビジネス・コートの特徴と取り扱われる事件

(1) 特徴

ビジネス・コートの特徴として、裁判所は「専門性」「迅速性」「司法アクセスの容易性」「国際性」を挙げています。

●専門性

知的財産・商事・倒産といった、それぞれの専門分野についての知見の蓄積・相互共有が想定されています。

●迅速性・司法アクセスの容易性

特にデジタル機器を積極的に導入し、期日のウェブ会議による出席など、ビジネス・コートが裁判所のなかでもデジタル化を大きく推進する先導役としての役割を果たすことも想定されています。

●国際性

主に知的財産権の部署が中心となつて、国際シンポジウムや国際会議の開催や出席に関与していくことで、存在を国際的にもアピールし、海外の知見を積極的に取り入れ、関係を構築することが想定されています。

(2) 主な取り扱い事件

前述したとおり、「ビジネス・コート」に移された部署は、知的財産高等裁判所、ならびに東京地方裁判所の知的財産権部、商事部、倒産部の4つです(図表1)。

このうち、知的財産高等裁判所と東京地方裁判所の知的財産権部(民事第29部・第40部・第46部・第47部)は、知的財産権に関する紛争、具体的には、特許、意匠、

実用新案、商標、著作権、不正競争防止法関連等の紛争を取り扱う部署です。

また、商事部(民事第8部)は、商事事件に関する紛争事件、すなわち、典型的には会社法に関連する訴訟事件(株主総会決議取消訴訟、株主代表訴訟、役員解任等に関する訴訟や、手形・小切手に関する訴訟など)や民事・商事の非訟その他の事件を取り扱う部署です。

さらに、倒産部(民事第20部)は、破産、民事再生、会社更生、特別清算などの倒産手続全般を取り扱う部署です。

(3) 注意点

ビジネス・コートと言っても、ビジネスに関連する訴訟や裁判のすべてがここで扱われるわけではないことに注意が必要です。

すなわち、企業対企業の紛争であっても、たとえば、知的財産権が争点ではない、取引に関する紛争(売買・請負などの代金に関する紛争、製品の品質不良を理由とする損害賠償の紛争、不動産や人事労務に関する紛争など)は、地方裁判所が第一審となるので、いまままでどおり、霞が関にある東京地方裁判所のそれぞれの部署が審

理します。

また、知的財産権に関する紛争については、第一審・第二審ともビジネス・コートで審理されます(第一審は東京地方裁判所の知的財産権部、第二審は知的財産高等裁判所)が、商事事件の裁判に関しては、たとえばビジネス・コートで判決が下された訴訟については、控訴された場合には、控訴審である第二審についてはビジネス・コートではなく、東京高等裁判所で審理されます。この場合、東京高等裁判所には商事紛争を専門的に扱う部署はないため、通常の事件を扱う部署で審理されることになります。

知財調停について

(1) 知財調停とは

この項では、ビジネス・コートの発足によってさらなる活用が期待される「知的財産権に関する調停手続(知財調停)」について解説します。

知財調停とは、知的財産権に関する紛争について、一定の期日までに提出された資料に基づいて、知的財産権部の裁判官、および知

財事件についての経験豊富な弁護士・弁理士などから構成された調停委員会が、原則として3回の調停期日で争点に関する一定の見解を示すことで、紛争の簡易迅速な解決を図る手続です。

なお、知財調停は、ビジネス・コートだけでなく、大阪地方裁判所でも実施されています。

(2) 知財調停の目的・特徴

知財調停は、企業間や企業と個人間などの知的財産権に関する紛争について、訴訟や仮処分といった全面的な紛争解決手続になる前の交渉段階で、中立・公正かつ専門的な知見のある専門家が間に入ることで、話し合いにより早期・簡易に紛争を解決することを目的とした制度です。

裁判所によると、知財調停の特徴として、以下の点が挙げられています。

① 手続の柔軟性

知財調停は、解決したいテーマの範囲を当事者が設定することができます。

また、調停手続のなかで解決するだけではなく、調停委員会の助言を得て、調停ではなく再び当事者間だけの自主的な交渉に戻ることも可能です。

② 手続の迅速性

知財調停は、調停委員会が、原則として第3回調停期日までには一定の見解を示すこととされています。

したがって、平均しても審理に1年以上の時間を要する訴訟と比較して、迅速な紛争解決が可能な手続となっています。

③ 専門性

知財調停は、知的財産権部の裁判官1名と、知財事件の経験が豊富な弁理士・弁理士など2名の計3名で調停委員会が構成され、手続が進められます。

このため、専門的な見地からの話し合いをしたり、見解を得たりすることが可能となります。

④ 手続の非公開性

知財調停は、民事訴訟とは異なり、手続はすべて非公開で行なわれますので、紛争の存在を第三者に知られることなく、紛争を解決することができます。

(3) 対象とされる事件

知財調停で取り扱われる事件は、知的財産権に関する紛争全般を広く対象としています。

具体的には、特許、商標、著作権、意匠、実用新案、不正競争防止法関連などです。

事件の具体例で言えば、
・ 他の会社に自社の商標と似ている商標を利用された
・ 元従業員に会社の営業秘密を持ち出され、他社に漏洩された

・ 取引相手とのライセンス契約に
関し、ライセンス料に含める範囲で採めている
など、非常に様々なケースが考えられます。

話し合いで解決する手続である以上、紛争の内容や争点が過度に複雑ではない事案のほうが、一般的には知財調停に適していると言えます。

しかし、内容や争点が複雑な事案であっても、知財調停の活用を選択することも可能です。

(4) 手続についてのポイント

① 管轄合意

紛争の当事者が知財調停を利用するには、その前提として、調停を東京地方裁判所（大阪での場合）には、大阪地方裁判所で行なうことについて合意する旨の「管轄合意書」を締結し、それを裁判所に提出することが、原則として必要とされます。

ただし、調停申立ての時点で管轄合意書が提出されなくても、裁判所は、申立て自体は受け付ける

運用がされています（ただしその場合でも、その後に管轄合意をすることは必要です）。

② 手数料

調停申立ての手料は、通常訴訟の手料の半額以下となり、訴訟の場合よりも低コストで知財調停を利用できます。

③ 手続の流れ

知財調停の申立てにあたっては、申し立てる側（申立人）が、申立てや争点の内容を記載した調停申立書、証拠その他の必要書類を提出することが必要です。

これに対し、相手方は、第1回調停期日までに、争点について反論を記載した書面と証拠を提出します（図表2）。

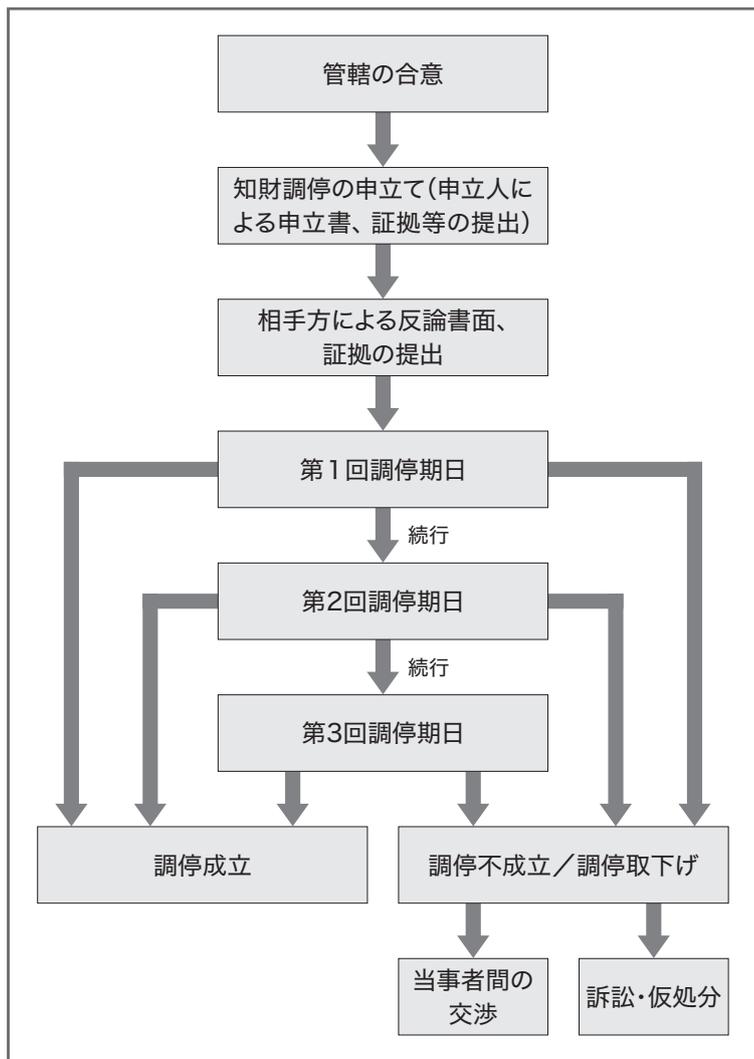
● 第1回調停期日

申立ての日から約6週間後とされています。第1回調停期日までに、両当事者（申立人および相手方）は、争点に関するすべての主張・証拠を提出することが期待されます。

第1回調停期日では、争点の確認、事実関係の把握に加えて、両当事者から話し合いによる解決に向けての意向や要望などが聴取されます。

なお、期日については、ウェブ

図表2 知財調停の流れ(典型例)



※調停期日は第4回以降も続行する場合がある。

調停の目的となつた請求について訴えや仮処分を提起することができます。

＊ ＊ ＊
東京地方裁判

中小企業においても、知財に関する紛争解決手段として、今後は知財調停を活用することも検討すべきと言えるでしょう。

参考文献

- 小泉直樹ほか「ビジネス・コート開庁記念座談会」(NBL1229号)(2022) 4頁
- 朝倉佳秀「ビジネス・コートの紹介」(NBL1226号)(2022) 59頁
- 東京地方裁判所知的財産権部フレキシブル委員会「新しい知財調停手続について」(NBL1153号)(2019) 20頁
- 佐藤達文ほか「知財調停手続の活用の実情について」(NBL1204号)(2021) 36頁

会議で出席することも可能とされています。

● **第2回調停期日**
第1回期日から3週間～1か月後に開催されます。

第2回期日では、当事者からの補足的な主張書面や証拠が提出された場合には、それに基づいた議論が行なわれ、第1回期日に引き続き、合意の形成に向けた意向の聴取や調停案の検討などが行なわれます。

● **第3回調停期日**
第2回期日から3週間～1か月後に開催されます。

調停委員会は、第3回期日まで、両当事者に対し、争点についての心証や訴訟等による解決の可能性に関し、見解を口頭で開示します。そして、第3回期日での調停成立を目指して話し合いを行いません。

両当事者は、調停委員会の心証の開示を受けて、調停を成立させる

るか、調停不成立、もしくは調停取下げとし、当事者間のみの交渉に戻るか、または訴訟を提起するかの判断を行なうこととなります(調停はあくまで話し合いの場ですので、調停の成立を調停委員会から強要されることはなく、あくまで両当事者が同意することで、調停は成立します)。

なお、調停成立の見込みがあり、また両当事者が手続の続行を希望する場合には、例外的に第4回以降の調停期日が設けられ、続行することもあります。

調停が成立した場合には、そのまま知財調停は終了となります。調停不成立または調停取下げとなつた後は、当事者は、調停の目的となつた請求について訴えや仮処分を提起することができます。

所知的財産権部では、2019年10月1日から知財調停の取扱いを開始しており、裁判所によると、同日から2021年7月31日までの1年10か月間において、知財調停の申立てがなされた件数は19件のことです。

知財調停の手続は、訴訟、保全手続に加えた第三の紛争解決手段であり、実績件数はまだ多いとは言えませんが、徐々に認知が進んでいる状況です。

前述のとおり、知財調停には訴訟とは異なる様々な利点があり、紛争について柔軟性、迅速性、低コストで解決することができる点で、中小企業にとっても活用することは大いにメリットがあると考えられます。

かわい のぶゆき 1998年弁護士登録、2004年ニューヨーク州弁護士登録。会社法(株主総会対応、役員責任等)、コーポレート・ガバナンス、訴訟等の紛争解決、国際取引等の企業法務全般を取り扱う。